

犯罪被害者等支援条例骨子（案）に対する パブリックコメントの結果について

犯罪被害者等支援条例骨子案に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

お寄せいただいたご意見について、塩尻市の考え方をまとめましたので公表します。

1 パブリックコメント概要

- (1) 意見募集期間 令和5年7月24日から令和5年8月18日まで
- (2) 担当部署 生涯学習部社会教育スポーツ課共生推進係
- (3) 資料の公表場所 市役所窓口、各支所、市ホームページ
- (4) 意見の提出方法 書面、郵便、FAX、電子メール

2 意見の提出者数 26件（2人）

3 いただいたご意見の内容及び塩尻市の考え方

No.	ご意見の内容	塩尻市の考え方
1	報道機関による過剰な取材等による二次被害を避けるため、報道対応に代理人制度を設けていただきたい。	ご意見を参考に、報道対応を弁護士に依頼する場合の費用の補助を予定しております。
2	貸付制度の設立をお願いしたい。	犯罪被害により死亡した方の遺族や重傷病を負った方への見舞金の支給を予定しておりますが、貸付制度については今のところ予定しておりません。今後の施策推進において検討させていただきます。
3	弁護士費用について、裁判終了まで支援を手厚くしていただきたい。	ご意見を参考に、弁護士相談に要する費用の補助を予定しております。
4	加害者に対しての賠償金の支払いの何割かを肩代わりで支払いをする制度を設けてほしい。	賠償金の支払い義務は加害者にあるため、市が肩代わりする制度は今のところ予定しておりません。今後の施策推進において検討させていただきます。
5	被害者の支援については、できる限りさかのぼって適用していただきたい。	相談などの支援は、過去の犯罪被害であっても、被害の回復に必要な支援を行ってまいります。一方、見舞金や補助金については、原則、条例の施行日以後の犯罪被害が対象となりますが、被害の状況や困窮状況に応じて、できる限り柔軟に対応してまいります。
6	担当になる職員にはコーディネーター研修を受けていただきたい。	初めて担当になる職員は、支援に対する知識を習得する必要があるため、ご意見のような研修の機会を設けてまいります。
7	1目的（1）に「犯罪被害者等基本法に基づき基本理念を定め、市の責務と市民等の役割を明らかにする。」を追加してほしい。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。

No.	ご意見の内容	塩尻市の考え方
8	2 定義（4）に「市民及び市内に居住又は、勤務もしくは在学する者、市内で活動を行う者」を追加してほしい。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。
9	3 基本理念（1）を「犯罪被害者等は、犯罪被害者等としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。」に修正してほしい。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。
10	4 市の責務に「施策を総合的・計画的に実施する。」を追加してほしい。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。
11	基本的施策（1）について、「総合支援窓口の設置」を明記し、可能であれば専門職を配置してほしい。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。また、専門職の配置については、専門機関との連携を含め、今後の施策推進において検討させていただきます。
12	罪状にかかわらず広く支援対象としてほしい。 （財産犯、親族間犯罪等）	相談等の支援については、罪状にかかわらず、幅広く支援を行ってまいります。一方、見舞金や補助金については、国の給付制度に準じて、犯罪被害による死亡や重傷病を対象とし、親族間の犯罪は原則として対象外とする予定です。
13	被害者等が直面している問題について、プライバシーが守られ、落ち着いて話せる環境で相談に応じていただきたい。	相談室等の個室を利用するなど、プライバシーに十分配慮した対応を考えています。
14	被害直後から発生する様々な手続きについて、ワンストップで対応する総合的支援体制をつくってほしい。	ご意見を参考に、対応の仕方について検討してまいります。
15	6 基本的施策（2）について、被害者等が、状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けられるよう必要な施策を講じてほしい。（医療相談、医療従事者の紹介、受診料負担の軽減等）	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。
16	被害者等が未成年であるときは、発達段階に応じた十分な配慮を行ってほしい。	ご意見を参考に、施策に反映させていただきます。
17	関係機関等と連携し、病院等への付き添い、送迎、家事、育児、介護、日常生活の支援のための援助者の派遣等必要な支援を行ってほしい。	ご意見を参考に、家事・育児・介護支援サービス、配食サービス、一時保育、カウンセリング、転居に要する費用の補助を予定しております。
18	6 基本的施策（3）について、一時的な利用のための住居の提供その他必要な支援を行うことを追加していただきたい。	ご意見を参考に、市営住宅の入居要件の緩和及び優先入居等の支援を予定しております。
19	6 基本的施策（4）について、見舞金の支給、無利子の貸付金のあっせん等必要な経済的支援を行うことを追加していただきたい。	経済的支援として、No2 で回答した見舞金、No17 で回答した日常生活支援補助、No1、No3 で回答した弁護士費用補助を予定しております。

No.	ご意見の内容	塩尻市の考え方
20	「市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と協力し情報提供などを行うとともに、事業者に対し犯罪被害者等が置かれている状況や支援についての理解及び二次被害の防止等に係る啓発について必要な支援を行うよう努めること」を追加していただきたい。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。
21	「施策の総合的かつ計画的な推進を図るため犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めること」「基本計画を定め又は変更しようとするときは、犯罪被害者等支援における様々な領域の有識者・犯罪被害等当事者の意見が十分反映されるよう努めること」を追加していただきたい。	ご意見を参考に、条例（案）に反映させていただきます。
22	「犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求の訴訟及び取り立てに関し必要な支援を行うこと」を追加していただきたい。	県と連携して犯罪被害に詳しい弁護士を紹介することや、弁護士費用の補助による支援を予定しております。
23	「被害者等が被害に係る刑事手続きに適切に関与することができるよう、環境整備、経済的援助、相談機関及び団体の紹介等、必要な施策を講ずること」を追加していただきたい。	裁判に関する手続きに関しては、専門機関をご紹介するなどの施策を考えております。また相談機関等の紹介などの情報提供等につきましては、ご意見を参考に、条例（案）に反映させていただきます。
24	「学校の設置者等と連携し、学校において児童・生徒に対して被害者等が置かれている状況、支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育、その他必要な施策を講ずること。」「被害者等が児童生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じて十分な配慮を行うこと」を追加していただきたい。	ご意見を参考に、県との連携による対応などを検討してまいります。
25	「犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性を理解し、適切な支援を行うため、支援にかかわる人材の育成を図ること」を追加していただきたい。	ご意見を参考に、県や長野県犯罪被害者支援センターと連携した対応を検討してまいります。
26	「被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止すること」「被害者等の安全を確保するため、保護・防犯に係る指導及び助言を行うこと」を追加していただきたい。	ご意見を参考に、警察等と連携した対応を検討してまいります。